

令和8年1月25日執行

都城市議会議員選挙

候補者のしおり



都城市選挙管理委員会

Tel : 23-7864 Fax : 23-2118

e-mail : senkan@city.miyakonojo.miyazaki.jp

はじめに

この「しおり」は、令和8年1月25日執行の都城市議会議員選挙立候補予定者や選挙運動員の方々のために、立候補の手続きや選挙運動などに役立つことを願って作成いたしました。

参考資料として「地方選挙の手引」を一冊配布しますので、ご活用ください。

各種の届出、申請又は法令の解釈等に不明な点や疑問等がありましたら、遠慮なく当委員会へお問い合わせください。

正しい選挙のルールを理解していただき、きれいな選挙運動を展開されますようお願いいたします。

令和7年11月19日

都城市選挙管理委員会

凡	例
法令を掲げるに当たっては、次のとおり略してあります。	
○ 公職選挙法	法
○ 公職選挙法施行令	令
○ 公職選挙法施行規則	規則

- | | |
|-------------|----|
| ○ 公職選挙法 | 法 |
| ○ 公職選挙法施行令 | 令 |
| ○ 公職選挙法施行規則 | 規則 |

目 次

第1 主要日程について	1
第2 立候補届出手続きについて	2
1 候補者としての資格	2
2 候補者になれない者	2
3 必要な書類	3
4 立候補届出日及び届け出先	4
5 立候補届け出の受付方法	4
6 候補者届記載上の注意事項	5
7 候補者に交付する証明書・物品	6
8 立候補届出をしたときの事前審査について	7
9 立候補届出説明会にて交付される届出書類等	8
第3 選挙運動について	10
1 選挙運動	10
2 選挙運動の期間	10
3 選挙運動の期間の例外	10
4 選挙運動ではない行為	10
5 選挙運動を行う人についての制限	10
6 選挙運動の方法	11
第4 選挙運動に関する収入及び支出について	19
1 出納責任者	19
2 出納責任者の職務、権限	19
3 選挙運動費用の制限	21
4 収支報告書の提出等	23
第5 選挙運動用自動車、ポスター及びビラの公費負担の手続きについて	24
1 選挙公営制度が適用される候補者	24
2 公費負担金額の限度額	24
3 事業者等に対する支払	24
4 経費の支払いを受けるための手続き	25
5 手続上の注意	27
第6 選挙公報の手引き	・ (別紙)
第7 供託手続きについて	・ (別紙)

第1 主要日程について

令和8年1月25日執行 都城市議会議員選挙

月	日	曜日	事 項	摘要
12	23 24 25	火 水 木	○ 立候補届出書類事前審査	(場所) 市役所 7階大会議室 (時間) 午前9時～午後4時
1	18	日	○ 告示日・立候補届出受付	(場所) 中央公民館大会議室 (時間) 午前8時30分～午後5時
			○ 選挙公報の掲載順序のくじ	(場所) 東館 7階大会議室 (時間) 午後5時15分～
			○ 投票所等に掲示する候補者氏名等の掲示順序のくじ	(場所) 東館 7階大会議室 (時間) 午後5時50分～
1	19	月	○ 期日前投票及び不在者投票開始	1月24日(土)まで
1	22	木	○ 選挙立会人届出期限 (選挙期日3日前)	提出期限は午後5時まで
			○ 選挙立会人選定くじ (10人を超えた場合)	(場所) 東館 7階大会議室 (時間) 午後5時15分～
			○ 選挙立会人選任通知	
1	25	日	○ 投票	(場所) 80投票区投票所 (時間) 午前7時～午後8時 ※一部に終了時刻の繰上げ有り
			○ 開票(選挙会)	(場所) 早水公園体育文化センター (時間) 午後9時20分開始
1	26	月	○ 当選告知	当選された方に対して、その旨を告知します。
1	27	火	○ 当選証書付与式	(場所) 中央公民館大会議室 (時間) 午後1時30分～
2	8	日	○ 選挙の効力に関する異議申出期限	選挙の期日から14日以内
2	9	月	○ 当選の効力に関する異議申出期限 ○ 選挙運動費用収支報告書提出期限 ○ 選挙公営費用請求書等提出期限	当選告知の日から14日以内 提出期限は、選挙期日後15日以内。
2月中旬以降			○ 供託物の返還、没収の手続開始	手続は、別途お知らせします。

第2 立候補届出手続きについて

1 候補者としての資格

被選挙権があること

日本国民であって、年齢満25年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることはできません。

また、都城市に引き続き3か月以上、住所があり、実際に住んでいることが必要です。

2 候補者になれない者

(1) 欠格事項のいずれかに該当した者

【欠格事項】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から10年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙等の犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者及び法252条の規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により、連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることはできません。

(3) 重複立候補の禁止

一つの選挙で候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず同時に他の選挙の候補者となることができません。

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

- ① 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることができません。
- ② 国もしくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役員もしくは職員は、一部の例外を除き、在職のまま立候補することはできません。もしこれらの者が立候補すれば、立候補届出を受理されたと同時にその公務員たることを辞したものとみなされます。

(5) 都城市と請負関係にある場合の当選人の失格

都城市と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を市選挙管理委員会に届け出しないときは、その当選を失いますので、ご注意ください。ただし、議員個人による年間300万円までの請負は除きます。

3 必要な書類

(1) 「候補者届」

立候補しようとする本人届出又は推薦届出

※推薦届出の場合は、「候補者推薦届出承諾書」を添付してください。

※「候補者届」に押印した印鑑は、立候補届出の際、必ず持参してください。

(2) 「供託証明書」

①立候補しようとする者又は他人を候補者として届け出ようとする者は、現金30万円又はこれに相当する額面の国債証書（振替国債を含む）をあらかじめ供託しておかなければなりません。供託は、本人届け出の場合は、候補者となるとする者の名義で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で都城法務局に供託することが必要です。

②供託すると「供託証明書」が法務局より交付されますので、立候補届出の時に提出してください。

③選挙の結果、当該候補者の得票が法定の一定得票数に達している場合には、当選落選に関係なく供託金は返還されます。

供託物の没収される得票数：有効投票数 ÷ 議員定数 × 1／10 未満

(3) 「宣誓書」

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及びこの選挙において候補者となることができない者でない旨を宣誓していただくものです。

(4) 「所属党派（政治団体）証明書」

無所属の場合は必要ありません。政党等に所属していてもこの証明書がない場合は無所属となります。

(5) 「戸籍抄本」

令和7年10月以降に発行された証明書を提出してください。

(6) 「住民票の写し」

「候補者届」に記載された住所確認のため、令和7年10月以降に発行された証明書（写しでも可）を提出してくださるようお願いします。

※マイナンバーの記載は不要です。

(7) 「通称認定申請書」

戸籍名に代えて通称を使用したい場合に申請するものです。

通称認定申請書の提出に当たっては、同時に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用していることを証する資料（名刺、葉書等）を提示してください。

ただし、氏又は名を仮名にする場合は、資料の提示は必要ありません。

通称認定を受けたときは、「立候補届出の告示」「投票記載所の氏名等の掲示」には通称を記載します。「新聞広告」「選挙公報」にも通称を記載してください。

(8) 「常用漢字使用承諾書」

(9) 「選挙立会人となるべき者の届出書」

投票日の3日前(1月22日)までに提出してください。この届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。選挙立会人を立てない場合は必要ありません。

4 立候補届出日及び届け出先

(1) 届出日 令和8年1月18日（日）：選挙期日の告示日
万一、候補者たることを辞退する場合も同日限りです。
なお、辞退しても供託物の返還はありません。

(2) 届出時間 午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

(3) 届出場所 中央公民館 大会議室

(4) 事前審査 届出書類に一つでもミスがあると立候補届出は受け付けられませんので、事前に書類の審査を行います。

5 立候補届け出の受付方法

立候補届出の受付は、1月18日（日）午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は次の方法により決定します。

(1) 受付の順序を決めるくじ

午前8時30分までに到着し、かつ立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、「予備くじ」及び「本くじ」を引き、受付の順序を決めます。

※「予備くじ」とは

「本くじ」を引く順序を決めるくじをいいます。なお、「予備くじ」は到着順に引いていただきます。

※「本くじ」とは

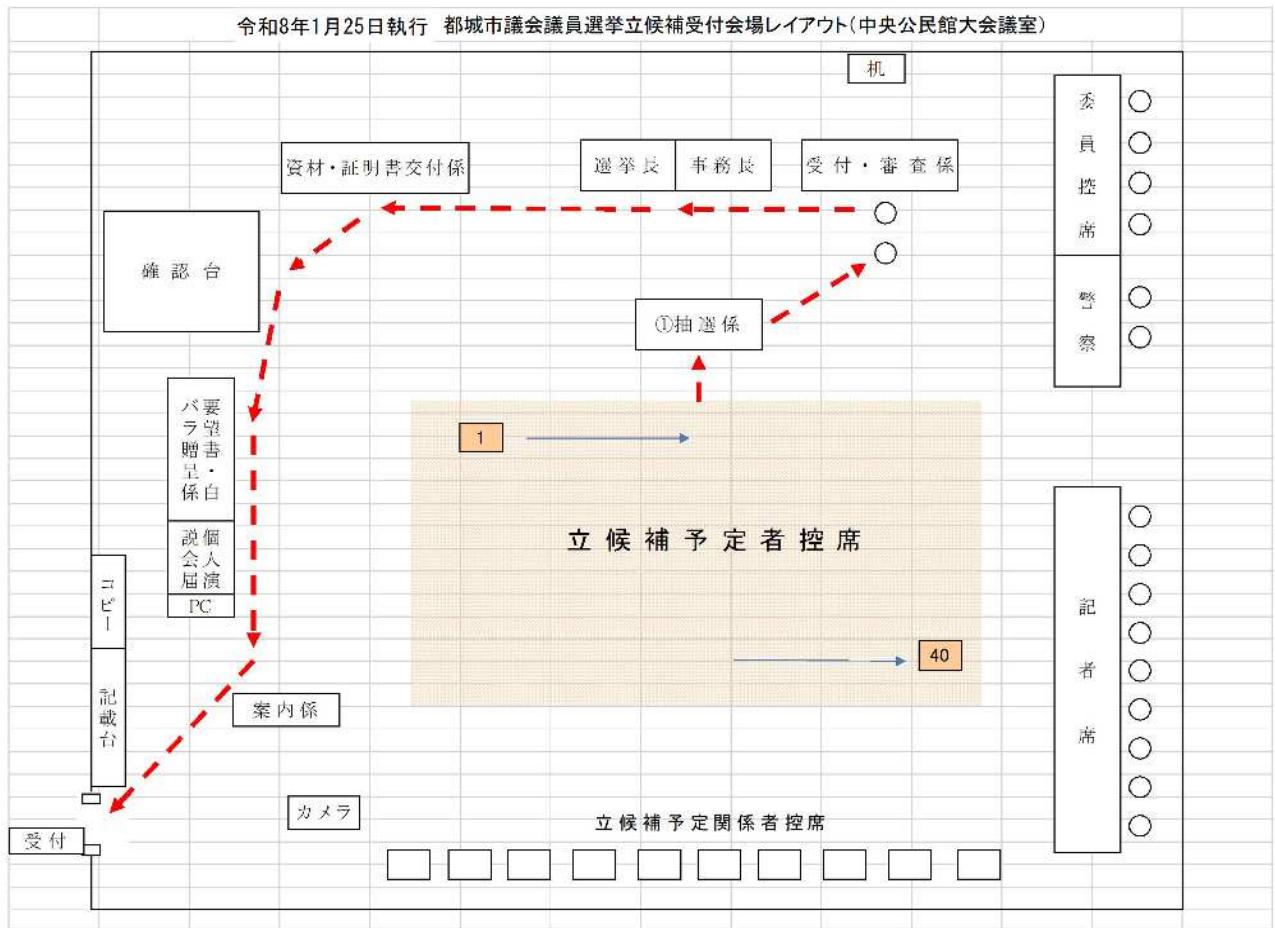
立候補届出の受付順序を決めるため、「予備くじ」の結果の順序により引くくじをいいます。

(2) 立候補届出の受付

本くじで決まった順序によって、立候補届出の受付を開始します。

午前8時30分以降に来られた場合、又は届出の書類がそろっていない場合は、くじを引いた方のあとに順次受け付けます。

(3) 立候補届出会場 レイアウト図



6 候補者届記載上の注意事項

(1) 候補者欄

氏名は、戸籍に記載されている文字をそのまま記載してください。ただし、以下のとおり文字を更正することができます。

・通用字体(常用漢字表又は人名用漢字別表に掲げる字体)の漢字に更正する場合

例：榮→栄、國→国、齋→斎、濱→浜、邊→辺

・誤字、俗字を正字に訂正する場合

例：錫→錫、高→高、崎→崎

・旧かなづかいを現代かなづかいに更正する場合

例：きやう子→きょう子、けふ子→きょう子 など

(注意)氏又は名の記載を更正又は訂正することができる場合は、更正又は訂正した氏名によって候補者届出書及びその他の届出書類に記載をお願いします。

(2) 本籍・住所・生年月日欄

被選挙権の有無の判定上必要がありますので、それぞれ戸籍や住民票のとおりに正確に記載してください。

なお、本籍及び住所は、都道府県から書き出し、丁名及び番地を「-(ハイフン)」で省略したり、住所を「同上」などと省略したりしないでください。

また、年齢は、選挙期日(令和8年1月25日)現在の満年齢を記載してください。

(3) 党派欄

- (ア) 「所属党派（政治団体）証明書」を有する者は、その政党等名を記載してください。
(イ) 政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。
なお、政党等に所属していても、「所属党派（政治団体）証明書」を有しない者は、「無所属」と記載してください。

(4) 職業欄

主として生計を立てている職業を一つ記載してください。

（記載例）都城市議会議員、会社社長、団体役員、政党役員、会社員等

(5) ウェブサイトのアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイトのアドレスを1つ掲載することができます。

7 立候補届出をしたときに候補者に交付される証明書・物品

		種類	数量
証明書	1	選挙運動用通常葉書使用証明書	1枚
	2	選挙運動用通常葉書差出票	10枚
	3	新聞広告掲載証明書	2枚
物品	1	選挙運動用自動車の表示板	1枚
	2	選挙運動用拡声機の表示板	1枚
	3	街頭演説用標旗	1枚
	4	街頭演説用腕章	11枚
	5	乗車用腕章	4枚

8 立候補届出書類の事前審査について

(1) 事前審査の期間及び場所

期 間：令和8年12月23日（火）から25日（木） 午前9時から午後4時まで

場 所：市役所7階 大会議室

その他：指定された時間で審査を受けてください。

(2) 持参いただく書類

①立候補届出日に提出する届出書類一式

事前審査の際、訂正をお願いする場合がありますので、立候補予定者又はその代理の方が直接書類を持参してください。

立候補予定者の印鑑(推薦届出の場合は推薦者全員の印鑑)を必ず持参ください。

※配布しております「都城市議会議員選挙立候補届出書類」の封筒に以下の書類を入れてお持ちください。

- ・都城市議会議員選挙候補者届（本人届出）
- ・供託証明書
- ・宣誓書
- ・所属党派（政治団体）証明書
- ・戸籍抄本
- ・住民票の写し
- ・通称認定申請書
- ・常用漢字使用承諾書
- ・選挙立会人となるべき者の届出書
- ・選挙事務所設置届
- ・選挙運動員等届出書
- ・出納責任者選任届
- ・出納責任者の支出することができる金額の最高額の協定
- ・選挙運動用ポスター
- ・選挙運動用ビラ

②選挙公報関係書類

- ・選挙公報掲載申請書
- ・選挙公報掲載文原稿（原稿2枚、写真2枚）

③公費負担関係書類

《選挙運動用自動車》

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書（契約書の写し添付）

《ポスター》

- ・ポスター作成契約届出書（契約書の写し添付）
- ・ポスター作成枚数確認申請書
- ・ポスター作成仕様書

《ビラ》 ※ビラの作成がある場合に提出してください。

- ・ビラ作成契約届出書（契約書の写し添付）
- ・ビラ作成枚数確認申請書

※審査の準備が間に合わない事項については、当該事前審査の際、次回の審査日程について相談させていただきます。

9 立候補届出説明会にて交付される届出書類等

(1) 公費負担以外

封筒	番号	名 称	事前審査	備考
①	1	都城市議会議員選挙候補者届（本人届出）	○	配布資料「届出書類の記載例」を参照
	2	宣誓書	○	
	3	所属党派（政治団体）証明書	○	
	4	通称認定申請書	○	
	5	常用漢字使用承諾書	○	
	6	選挙立会人となるべき者の届出書	○	
	7	選挙事務所設置（異動）届	○	
	8	選挙運動員等届出書	○	
	9	個人演説会開催申出書		
	10	出納責任者選任（異動）届	○	
	11	出納責任者職務代行開始（終了）届		
	12	出納責任者の支出することができる金額の最高額の協定	○	金額は立候補届出日にお伝えします
	13	選挙運動費用収支報告書		配布資料「届出書類の記載例」を参照
	14	会計帳簿		提出不要
②	1	選挙公報掲載申請書	○	配布資料「選挙公報の手引き」を参照
	2	選挙公報掲載文原稿等	○	
	3	選挙公報掲載文撤回・変更申請書		
③		供託書	○	配布資料「供託手続きについて」を参照
④	1	ポスター掲示場設置場所一覧及び位置図		
	2	鶴舎位置図		

(2) 公費負担

封筒⑤	番号	名 称	事前審査
選挙運動用 自動車	1	(参考) 契約書(車両賃貸借・運送)	○
	2	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	○
	3	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	
	4	請求書	
	5	請求内訳書(自動車)	
選挙運動用 燃料	6	(参考) 契約書(燃料供給)	○
	7	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	
	8	自動車燃料代確認申請書	
	9	請求書	
	10	請求内訳書(燃料)	
選挙運動用 運転手	11	(参考) 契約書(運転手雇用)	○
	12	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	
	13	請求書	
	14	請求内訳書(運転手)	
選挙運動用 ポスター	15	(参考) 契約書(ポスター)	○
	16	ポスター作成契約届出書	○
	17	ポスター作成枚数確認申請書	○
	18	ポスター作成仕様書	○
	19	ポスター作成証明書	
	20	請求書	
	21	請求内訳書(ポスター)	
選挙運動用 ビラ	22	(参考) 契約書(ビラ)	○
	23	ビラ作成契約届出書	○
	24	ビラ作成枚数確認申請書	○
	25	ビラ作成証明書	
	26	請求書	
	27	請求内訳書(ビラ)	

3 選挙運動について

1 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得さしめるため直接又は間接に行う必要かつ有利な行為」であるといわれます。

2 選挙運動の期間

立候補の受付が済んでから投票日の前日の午後 12 時までです。(法第 129 条)

ただし、選挙運動用自動車上での連呼行為及び街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までです。(法第 140 条の 2)

3 選挙運動の期間の例外

選挙運動ができるのは、原則として投票日の前日までですが、例外として次のことは投票日当日でもできます。

- (1) 投票所を設けた場所(注: 建物ではない)の入口から、半径 300 メートル(直線距離)より離れた区域に選挙事務所を設けておくこと。(法第 132 条)
- (2) 選挙事務所を表示するために、その場所においてポスター、立札及び看板の類を全部で 3 以内並びにちょうちんの類 1 を掲示すること。(法 143 条第 5 項)
- (3) 選挙運動の期間中に適法に掲示したポスター掲示場の選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、投票日に貼りかえることや、新たに貼ることはできません。(法第 143 条第 6 項)
- (4) ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと。(改正法第 142 条の 3 第 2 項) ただし、更新はできません。(法第 129 条)

4 選挙運動ではない行為

立候補の準備や選挙運動の準備のための行為は、選挙運動とはみられません。しかしこれらのことが、併せて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となります。

【準備行為として認められている主なもの】

- (1) 政党等の公認を求める行為
- (2) 選挙事務所、選挙運動用自動車、拡声機の借入れの内交渉
- (3) 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
- (4) 労務者の雇い入れの内交渉
- (5) 個人演説会場借入れの内交渉(公営施設を除く)
- (6) 選挙演説を依頼するための内交渉
- (7) 選挙運動用はがきによる推薦依頼の内交渉
- (8) 立札、看板、ポスターの作成

5 選挙運動を行う人についての制限

次の者は、選挙運動をすることは禁止されています。

- (1) 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者及び選挙長) (法第 135 条)
- (2) 特定公務員(法第 136 条)
- (3) 公務員等でその地位を利用して選挙運動を行おうとする者(法第 136 条の 2)
- (4) 教育者でその地位を利用して選挙運動を行おうとする者(法第 137 条)
- (5) 18 歳未満の者(法第 137 条の 2)
- (6) 選挙権及び被選挙権を有しない者(法第 137 条の 3)

6 選挙運動の方法

(1) 選挙事務所（法第 130 条、第 131 条、第 132 条、第 134 条、令第 108 条）

- ① 選挙事務所は、1 候補者につき 1 箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができます。また、この期間はいつでも選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができますが、1 日に 1 回を超えて異動することはできません。なお、選挙の当日、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から 300m の区域内に該当する選挙事務所は、選挙期日の前日までに閉鎖又は移転しなければなりません。
- ② 選挙事務所を設置した場合及び選挙事務所を異動又は廃止した場合には「選挙事務所（異動）届」を直ちに市選挙管理委員会に提出してください。
- ③ 選挙事務所を設置（異動）することができる者は、候補者自身又は推薦届出者です。推薦届出者が届け出る場合には、候補者の「承諾書」を添付してください。
- ④ 選挙事務所（1 箇所）のほかは、選挙運動員が集会する場所など、選挙事務所に類似した施設（休憩所、連絡所等）は、いかなる名称であっても設置することはできません。
- ⑤ 選挙事務所に掲示できる文書図画

	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 350cm 横 100cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数 量	通じて 3 以内	1 個のみ
記載内容	自由。ただし事務所を表示する記載内容があること。	

- ⑥ 選挙事務所を建てる場合は、仮設許可申請書、確認申請書、完了検査申請書の届出が必要です。この申請書には、付近見取図、配置図、平面図等の建築図面と手数料が必要となりますので、詳しくは市の建築対策課審査担当（23-2584）へお問い合わせください。

(2) 戸別訪問の禁止（法第 138 条）

何人も選挙人の家（会社、工場等も含む）を訪ねて、投票を依頼したりするなどの行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

(3) 署名運動の禁止（法第 138 条の 2）

何人も選挙に関し、投票を得るなどの目的をもって署名運動はできません。署名運動とは、一定の目的をもって多人数から署名を収集する行為をいい、投票を依頼する趣旨の署名はもちろん、投票依頼等のためにする限り、直接請求や特定の者の後援会加入等、その名目が何であるかを問わず禁止されています。

(4) 人気投票の公表の禁止（法第 138 条の 3）

何人も選挙に関し公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

(5) 飲食物の提供の禁止（法第 139 条）

何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするかを問わず、飲食物を提供することができます。選挙事務所への酒類の陣中見舞いなども禁止されています。

ただし、例外として次のものは許されます。

- ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供すること。
- イ 選挙運動員及び労務者に対して、次の制限によって提供する弁当
- ① 選挙運動期間中に提供すること。
 - ② 市選挙管理委員会で定めた弁当料の範囲内であること。
 - （1食1,500円、1日4,500円）
 - ③ 選挙運動期間中で315食（15人×3食×7日）以内であること。
 - ④ 選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動員及び労務者が携行するために選挙事務所で提供された弁当を含む）であること。

(6) 気勢を張る行為の禁止（法第140条）

自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来するなどの行為は禁止されています。

(7) 自動車及び船舶の使用（法第141条、令第109条の3）

台数	自動車1台又は船舶1隻	
使用できる種類	乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のもの ※R8.1.1改正	
表示板	見やすい箇所に表示すること	
乗車人員	候補者、運転手1人、乗車腕章をつけた運動員4人まで	
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦273cm 横73cm以内	高さ85cm 直径45cm以内
数量	制限なし	1個のみ
記載内容	自由	自由
選挙運動の方法	停止中に自動車の上で演説ができます。（標旗が必要） 午前8時から午後8時の間に、自動車上で連呼行為ができます。ただし、学校、病院、診療所及びその他の療養施設の周辺においては、静穏を保つように心掛けてください。 ※1/18は南九州大学（立野町）が大学入学共通テストの実施会場となりますので御配慮ください。	

(8) 拡声機の使用（法第141条）

使用できる数	1揃い（演説会場では別に1揃い使用できます）
表示板	見やすい箇所に表示すること (演説会場で使用するものには不要)

(9) 文書図画の頒布(法第 142 条)

選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは頒布できません。

①選挙運動等通常葉書

枚数	2,000 枚以内
記載内容	自由 ただし、宛名を「〇〇会社御中」や「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載して差し出すことは、文書の回覧・掲示の禁止に触れるので、禁止されています。
入手方法	通常はがきは、「候補者用通常葉書使用証明書」を郵便局に提示し、入手します。 私製はがきを利用する場合は、「候補者用通常葉書使用証明書」を掲示し、選挙用である旨の表示を受けてください。
差出方法	「差出票」を添えて日本郵便（株）都城支店の窓口に差し出すこと。（直接ポストに入れないでください）
郵便料	公費で負担します
印刷費等	自己負担 ※選挙運動費用収支報告書に支出として計上すること

②選挙運動用ビラ

枚数	4,000 枚以内（見本を添えて申請が必要） ・一人につき二種類 ・一枚の紙の両面に印刷したものは一枚として計算（証紙も一枚）
規格	長さ 29.7cm 幅 21cm (A4 版)
頒布責任者 ・印刷者	表面に必ずその住所・氏名を記載すること
記載内容	自由（色刷り、紙質に制限なし）
証紙	選挙管理委員会の交付する証紙を貼ること
頒布方法	新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所のみ頒布できます。
経費	一定限度額内で公費負担します。ただし、限度額を超えた額は自己負担になります。 ※選挙運動費用収支報告書に支出として計上すること

(10) 文書図画の頒布とみなされる行為(法第 142 条)

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む）の類を多数の者に回覧させる行為は、禁止されています。

(11) 文書図画の掲示(法第 143 条)

選挙運動のために使用する文書図画は、次のものだけ掲示することができます。このほかは掲示することはできませんので、ご注意ください。

①選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦 350cm 横 100cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数量	通じて 3 以内	1 個のみ
記載内容	自由。ただし事務所を表示する記載内容があること	

②主として選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦 273cm 横 73cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数量	制限なし	1 個のみ
記載内容	自由	

③候補者が使用するもの

掲示できる文書図画	たすき、胸章及び腕章の類
規格	制限なし
数量	制限なし
記載内容	自由

※選挙運動員が、候補者の名前など選挙を意識した記載内容の服を着て運動することはできません。

④選挙運動用ポスター

規格	長さ 42cm 幅 40cm 以内 (※R8.1.1 改正 現行: 長さ 42cm・幅 30cm 以内)
掲示場所	市が設置しているポスター掲示場(404箇所)の立候補届出の受理番号と同じ番号の区画に掲示してください。ポスター掲示場以外には掲示できませんのでご注意ください。ポスター掲示場は、配布している一覧表及び位置を示した地図をご参照ください。 場所がわからない場合は、旧市内については資産税課(23-2124) 旧 4 町については各総合支所地域振興課へ問い合わせください。
記載内容	表面に候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならない。また、他人もしくは他の政党、その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、

	または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
掲示責任者・印刷者	ポスターの表面に必ずその住所・氏名を記載すること
投票日の例外	投票日にも、そのまま掲示しておくことができます。
経費	一定枚数及び限度額の範囲内で公費負担します。ただし、限度額を超えた額は自己負担になります。 ※選挙運動費用収支報告書に支出として計上すること

⑤個人演説会の開催中に使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦273cm 横73cm以内 (会場外のみ規制あり)	高さ85cm 直径45cm以内
数量	会場内	制限なし
	会場外	通じて2以内
記載内容		自由。掲示責任者の氏名と住所を記載すること。

(12)掲示が禁止されているもの(法第143条)

選挙運動のためのアドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写の類は禁止されています。ただし、室内の演説会場においてその演説会の開催中掲示する写映等の利用は除きます。

(13)新聞広告(法149条)

掲載手続	「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出してください。
回数	2回以内
掲載寸法等	横9.6cm 縦2段組以内で記事下に限られており、色刷はできません。 戸籍名に代えて、通称の認定を受けたときは、通称によらなければなりません。
広告のできる期間	選挙期日の前日まで
広告費用	候補者負担

(14)文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の禁止(法第146条)

- ① 何人も選挙運動期間中は、いかなる名義をもってするを問わず、頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、次のことを表示する文書図画を頒布したり掲示したりすることはできません。
 - ・候補者の氏名もしくはシンボルマーク
 - ・政党その他の政治団体の名称
 - ・候補者を推薦し、支持しもしくは反対する者の名

② 何人も選挙運動期間中は、次のことを表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を選挙区内に頒布したり掲示したりすることはできません。

- ・候補者の氏名
- ・政党その他の政治団体の名称
- ・候補者の推薦届出者の氏名
- ・候補者の選挙運動に従事する者の氏名
- ・候補者と同一戸籍にある者の氏名

(15) 連呼行為(法第 140 条の 2)

連呼行為とは、「短時間に一定の文句を連續反復して呼称すること」ですが、次の場面にだけできます。ただし、学校や病院等の周辺では静穏保持に努めてください。
鷄舎の周辺でも同様にお願いします。

※1/18 は南九州大学（立野町）が大学入学共通テストの実施会場となりますので御配慮ください。

- ・個人演説会の会場でする場合
- ・街頭演説の場所でする場合
- ・幕間演説の場所でする場合
- ・午前 8 時から午後 8 時までの間に、選挙運動用自動車の上で、その運行中又は停止中にする場合

(16) 個人演説会(法第 161 条～第 164 条の 2)

開催者		候補者のみ		
演説者		候補者以外の者も演説できます。		
開催回数		制限なし		
申込等	公営施設 (学校、公民館 及び市が指定す る公共施設)	開催日の 2 日前までに「個人演説会開催申出書」を市選挙 管理委員会へ提出すること(申出書は告示日以降に受け付 けます)。使用時間は 5 時間まで。 使用料は同一施設について 1 回だけ公費負担します。		
	その他の施設	市選挙管理委員会への申出は不要 使用時間の制限なし 施設使用料は個人負担		
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類	
規格	縦 273cm 横 73cm 以内 (会場外のみ規制あり)		高さ 85cm 直径 45cm 以内	
	会場内	制限なし	会場内外いずれか 1 個	
	会場外	通じて 2		
記載内容		自由		
掲示責任者		表面に必ずその氏名と住所を記載すること。		

(17) 街頭演説(法第 164 条の 5～第 164 条の 7)

標旗	市選挙管理委員会の交付する標旗を必ず掲げること。
従事者	15 人まで。必ず市選挙管理委員会の交付する腕章をつけること。
選挙運動の方法	街頭又はこれに類似する場所(広場や空き地など)で多数の人に向かって演説ができます。 午前 8 時から午後 8 時の間に限ってすることができます。ただし、学校、病院、診療所及びその他の療養施設の周辺においては、静穏を保つように心掛けてください。また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めてください。 ※1/18 は南九州大学(立野町)が大学入学共通テストの実施会場となりますので御配慮ください。
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板及びちょうちん類は一切使用できません。ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、看板及びちょうちん類については差し支えありません。

(18) 他の演説会の禁止(法第 164 条の 3)

- ① 選挙運動のためにする演説会は、個人演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができません。
- ② 候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催するのも禁止されます。

(19) 演説等による選挙運動の一般的制限(法第 164 条の 4、第 166 条)

- ① 個人演説会及び街頭演説においては録音盤を使用して演説することができます。
- ② 特定の建物及び施設においては演説及び連呼行為が禁止されます。
 - ・国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物(公営住宅は除く)。ただし、(16)個人演説会の公営施設を除く。
 - ・汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内。
 - ・病院、診療所その他の療養施設

(20) 選挙運動放送の制限(法第 151 条の 5)

何人も公職選挙法に規定された場合を除くほか、放送設備(広告放送設備、共同聴取用設備、その他の有線電気通信設備を含む)を使用して、選挙運動のための放送をしたり、放送させたりすることはできません。

(21) 選挙期日後のあいさつ行為の制限(法第178条)

何人も選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて、次の行為をすることができません。

- ① 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- ② 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする信書を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。
- ③ 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- ④ 放送設備を利用して放送すること。
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥ 自動車を連ね又は隊を組んで往来するなどして、気勢を張る行為をすること。
- ⑦ 当選したお礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

※インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為は可能

例：自身のホームページや電子メールを利用して当選又は落選のあいさつをすること

(22) 文書図画の撤去(法第143条の2)

選挙運動のために掲示したポスター、立札、看板及びちょうちんの類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用する自動車を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去してください。

第4 選挙運動に関する収入及び支出について

1 出納責任者（法第180条～第183条）

選挙運動費用の收支について全面的な責任と権限を持つ人が出納責任者です。出納責任者の選任及び届出は次のとおりです。

(1) 選 任

ア 候補者は、出納責任者1人を選任しなければなりません。候補者が自ら出納責任者になることもできます。

イ 推薦届出の場合、推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、自分が出納責任者となることもできます。

(2) 届 出

ア 出納責任者を選任したら、直ちに「出納責任者選任届」を市選挙管理委員会に提出してください。

イ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、候補者の承諾を得たことを証すべき書面を添えてください。

(3) 解任及び辞任

候補者は文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も候補者及び選任者に通知することにより出納責任者を辞任することができます。

(4) 出納責任者の異動

出納責任者に異動があったとき、「出納責任者異動届」を直ちに提出してください。解任又は辞任による異動については、解任通知又は辞任通知のあったことを証する書面を添付してください。

(5) 出納責任者の職務代行

候補者が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合において、出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者がその職務を代行することになります。その場合には、直ちに「出納責任者職務代行開始（終了）届」を提出してください。

2 出納責任者の職務、権限（法第187条）

(1) 支出権限

① 選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができます。
ただし、次の場合はこの限りではありません。

ア 立候補準備のために要する支出

イ 電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出
ウ 出納責任者の文書による承諾を得てする支出

② 立候補準備のために要した支出については、出納責任者を選任後、速やかに出納責任者に引き継いでください。立候補準備のために要した支出は、収支報告書において出納責任者が一括して報告することになります。

(2) 会計帳簿の備付及び記載(法第185条、第188条、規則第22条)

- ① 出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。
- ② 出納責任者、候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明する書面を徴収しなければなりません。
ただし、領収書等を徴することができないときはこの限りではありません。
- ③ 領収書を徴したときは、直ちに出納責任者に送付しなければなりません。
- ④ 「収入簿」に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払いをせずに労力奉仕をしてもらったとか、陣中見舞いなどの物品の供与を受けたような場合には、現実に収入又は支出は行われていませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。

なお、供与を受けた物品は、使用した時に支出します。

- ⑤ 会計帳簿には、収入又は支出のあった都度、日を追って記載し、記入漏れや月日の交錯することのないように整備しておくことが必要です。
- ⑥ 寄附をした者が政治団体である場合、「職業」欄は「政治団体」と記載します。
- ⑦ 「支出簿」は、「立候補準備」のために支出した費目と、「選挙運動」のために支出した費用の別を記載します。

更に、次の10費目を設けて費目ごとに記載することになります。

(ア) 人件費

人件費としては、選挙労務者、選挙事務員、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び手話通訳者に対する報酬が考えられます。

ただし、選挙労務者に対する報酬は1人1日10,000円以内、選挙事務員に対する報酬は1人1日15,000円以内であり、車上運動員及び手話通訳者に対する報酬は1人1日20,000円以内です。

また、報酬を受けることができる者（選挙労務者を除く）は、選挙事務員、車上運動員及び手話通訳者を合わせて、1日9人以内（異なる者を雇う場合は異なる者の総数が45人以内）となっています。

この報酬を受け取ることができる者は、あらかじめ「選挙運動員等届出書」により市選挙管理委員会に届け出た者に限られます。

なお、選挙運動用自動車を使用するために要した支出は選挙運動費用に算入されないため、運転手への報酬は計上しないでください。

(イ) 家屋費

家屋費としては、選挙事務所借上料及び個人演説会場の借上料が考えられます。この中には、机、いすなどの備品の借上料や事務所の電話を架設する費用も含まれます。

(ウ) 通信費

事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（はがき、封書）等に要する費用です。なお、選挙運動用はがきで規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、支出に計上する必要はありません。

(エ) 交通費

選挙運動員及び選挙労務者の鉄道賃、車賃の実費弁償です。運動員が友人等の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合にも時価に換算して寄附及び支出として費用の中に計上します。

なお、選挙運動自動車を使用するために要した借上料や燃料代などの費用は、選挙運動のための支出とみなされないことから計上する必要はありません。ただし、選挙運動用自動車に取り付ける看板、拡声機等は、選挙運動費用（⑥広告費）として計上してください。

(オ) 印刷費

選挙運動用ポスター、選挙運動用はがき及び選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。

なお、選挙運動用ポスターの作成費が公費で負担される場合であっても選挙運動費用に計上しなければなりません。

(カ) 広告費

新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

(キ) 文具費

紙、筆記具、複写機の使用その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(ク) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用です。

また、法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者などに出す弁当料及び茶菓料も含みます。

なお、弁当については、1食1,500円以内で、選挙運動期間を通じて315食（45食×7日）に限られます。告示前の弁当の提供はできません。

(ケ) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑費

その他のガス、水道料等の光熱水費等です。

3 選挙運動費用の制限（法第194条、第247条、第251条の2）

(1) 支出額の制限

法定の制限額を超えて支出することはできません。これに違反すると出納責任者は処罰され、連座制の適用により候補者の当選も無効になります。

※法定制限額は立候補届出当日、お知らせします。

告示日における選挙人名簿登録者総数／議員定数（29名）×501円+220万円

(2) 出納責任者の支出できる額の確認（法第180条）

出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに「出納責任者の支出することができる金額の最高額の協定」に署名押印しなければなりません。

(3) 選挙運動に関する支出とみなさないもの（法第197条）

次の支出は、選挙運動に関する支出とはみなされません。

- ① 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ② 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 候補者の乗用する自動車等のために要した支出
- ④ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出
- ⑦ 主として選挙運動のために使用する自動車等を使用するために要した支出

(4) 実費弁償及び報酬の額（法第197条の2、令第129条）

選挙運動員、労務者に対する実費弁償及び報酬は、選挙運動費用を膨大にしないために、一定の制限が設けられています。この制限に違反すると、多くの場合は買収の推定を受けることになりますので、十分注意が必要です。

区分	1人に対し支給することができる報酬の額等	1人に対し支給することができる実費弁償の額
選挙運動のために使用する事務員 ※選挙運動に関する事務に従事するために雇用された者であり、出納責任者や親族、選挙人に電話などで直接投票を働きかける者は含まれない。	1日につき 15,000円 以内 ※超過勤務手当を支給することはできない	<p>①届出が必要 報酬の支給を受けることができる者の届出は、その者を使用する前に文書で選挙管理委員会に届出</p> <p>②員数 1日9人以内 ただし、選挙期間を通じて45人以内で異なる者に支給できる</p>
車上運動員 うぐいす娘など	1日につき 20,000円 以内	<p>③支給できる期間 立候補届出日から選挙期日の前日まで</p>
専ら手話通訳のために使用する者	※超過勤務手当を支給することはできない	
専ら要約筆記のために使用する者		
一般の選挙運動員	支給できない	
選挙運動のために使用する労務者	<p>①基本日額10,000円以内 ②超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内</p> <p>※労務者に弁当を提供した場合は、報酬の基本日額から弁当実費相当額を差引く必要がある</p>	<p>届出は不要</p> <p>①鉄道賃・船賃・車賃 路程に応じて算出した実費額</p> <p>②宿泊料 1夜につき 20,000円 (食事料は含まない)</p> <p>③弁当料 支給できない</p> <p>④茶菓料 支給できない</p>

※これらの者のほか選挙運動に従事する者に対して報酬を支給すれば、いわゆる運動買収を構成することになるものと考えられますので、ご注意ください。

4 収支報告書の提出等（法第189条）

（1）提出書類

- ① 収支報告書
 - ② 領収書その他支出を証明するための書面の写し
- ※領収書等をとりがたい事情があったときは、「領収書を徵し難い事情があった支出の証明書」を添付してください。

（2）提出期限

第1回分は選挙期日後15日以内（2月9日まで）に提出してください。

第1回分の報告書を提出した後の収入及び支出については、その収入及び支出があつた日から7日以内に提出してください。

（3）収支報告書の記載上の注意

- ① 選挙運動用ポスターの作成に要する経費が公費負担される場合であつても支出に公費負担分を計上してください。ただし、収入には公費負担分は計上しないでください。
- ② 選挙運動用自動車の使用に関する経費（借上料、燃料代、運転手の雇用料ほか）は、公費負担になる、ならないにかかわらず、収入・支出とも計上しないでください。

（4）収支報告書の公表

収支報告書の要旨は公表します。この報告書は3年間保存され、この間何人も閲覧を請求することができ、情報公開条例に基づき、写しの交付を申請することができます。

第5 選挙運動用自動車、ポスター及びビラの公費負担の手続きについて

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの印刷に要した経費のうち、一定の限度額内を公費で負担します。これは、お金のかからない選挙を実現することによって、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

1 選挙公営制度が適用される候補者

公費負担を受けるためには、供託物が没収されないことが条件になります。したがって、供託金没収者は、費用のすべてが個人負担となります。

【参考】供託物が没収される得票数 = 有効投票総数／議員定数(29人) × 1/10
(供託物の没収点)

2 公費負担金額の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用の限度額

①一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客運送業者）との運送契約の場合（ハイヤー・タクシー等を借上げる場合）

- ・1日当たり 64,500円を限度（同一の日については1台に限る）
- ・限度額 451,500円 (64,500円 × 7日 (無投票の場合は1日))

②一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と自動車、燃料、運転手それぞれ個別に契約した場合

◆自動車の借上料

- ・1日当たり 16,100円を限度（同一の日については1台に限る）
- ・限度額 112,700円 (16,100円 × 7日 (無投票の場合は1日))

◆運転手の報酬

- ・1日当たり 12,500円を限度（同一の日については1人に限る）
- ・限度額 87,500円 (12,500円 × 7日 (無投票の場合は1日))

◆燃料購入代

選挙運動期間中を通じ合計 53,900円を限度
(7,700円 × 7日 (無投票の場合は1日))

(2) 選挙運動用ポスター作成の限度額

・作成単価の限度額

(586円88銭 × 404か所 + 316,250円) ÷ 404か所 = 1,370円

(1円未満の端数は1円とする)

・公費負担限度枚数 404枚（ポスター掲示場数）

・限度額 553,480円 (1,370円 × 404か所)

(3) 選挙運動用ビラ作成の限度額

・作成単価の限度額 8円38銭

・公費負担限度枚数 4,000枚（法第142条第1項第6号）

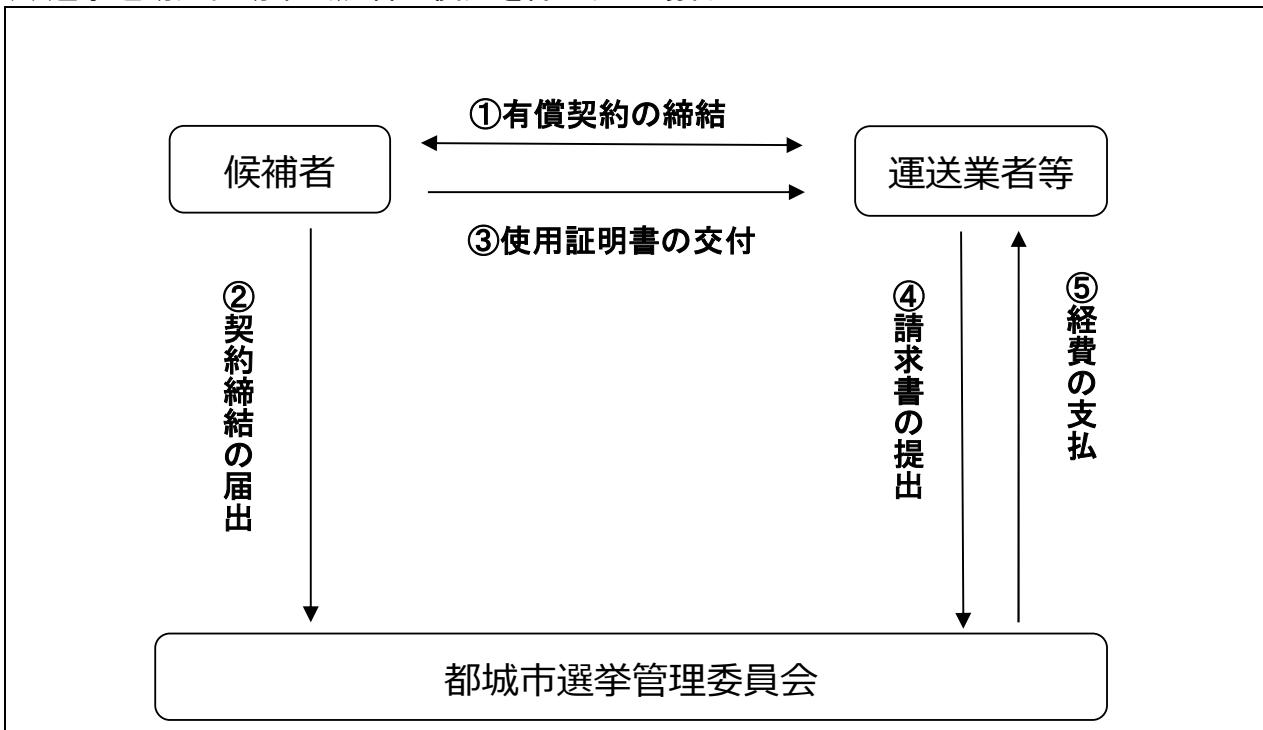
・限度額 33,520円 (8円38銭 × 4,000枚)

3 事業者等に対する支払

公費負担の経費は、市が直接業者等に支払います。限度額を上回る金額は、候補者が支払うことになりますので、契約時に候補者と業者の間で経費の支払等について、十分協議しておいてください。

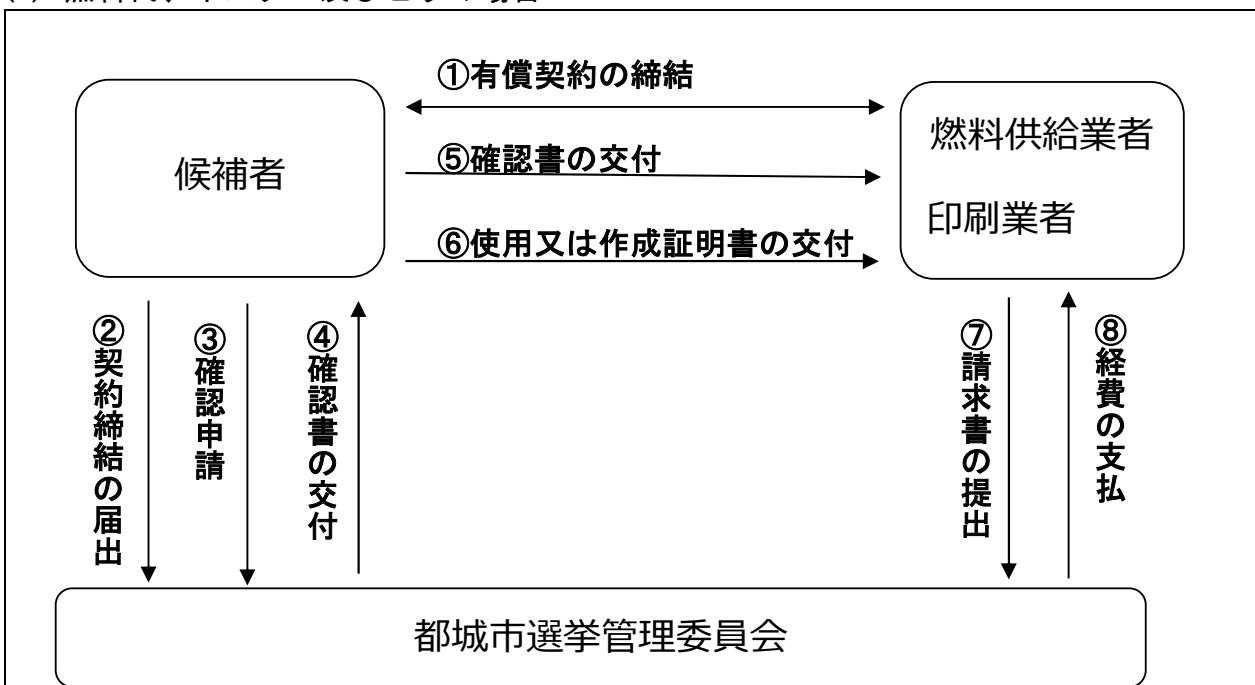
4 経費の支払いを受けるための手続き

(1) 選挙運動用自動車（燃料の使用を除く）の場合



順序	手続	必要書類	添付書類
①	候補者は事業者などと有償契約を締結する	契約書	
②	候補者は市選管に契約の旨を届け出る ※ハイヤー・タクシー方式とレンタル方式で記載欄が異なります	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	①契約書写
③	候補者は事業者等に「自動車使用証明書」を交付する	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	
④	事業者等は市選管に支払いを請求する	請求書 請求内訳書	③ 使用証明書
⑤	市選管が事業者等に支払いを行う		

(2) 燃料代、ポスター及びビラの場合



順序	手続	必要書類	添付書類
①	候補者は事業者などと有償契約を締結する	・契約書(燃料代、ポスター、ビラ) ・ポスター作成仕様書	
②	候補者は市選管に契約の旨を届け出る	・選挙運動用自動車使用の契約届出書 ※(1)の②様式と同一で「燃料代」欄に記載 ・ポスター作成契約届出書 ・ビラ作成契約届出書	①契約書写、 作成仕様書 (ポスター)
③	候補者は市選管に確認申請書を提出する	・自動車燃料代確認申請書 ・ポスター作成枚数確認申請書 ・ビラ作成枚数確認申請書	
④	市選管は③確認申請書が適正である場合候補者に対し確認書を交付する	・自動車燃料代確認書(使用量確定後提出) ・ポスター作成枚数確認書(届出日) ・ビラ作成枚数確認書(届出日)	
⑤	候補者は④確認書を事業者に交付する	④の確認書(届出日以降)	
⑥	候補者は使用又は作成証明書を事業者に交付する	・選挙運動用自動車使用証明書(燃料) ・ポスター作成証明書 ・ビラ作成証明書	燃料代給油 伝票の写し
⑦	事業者は市選管に支払いを請求する	請求書及び請求内訳書 ・選挙運動用自動車の使用 ・ポスターの作成 ・ビラの作成	⑤確認書 ⑥使用証明書・ 給油伝票写
⑧	市選管が事業者等に支払いを行う		

5 手続上の注意

公費負担を受けるには、有償契約を締結しなければなりません。無償では公費負担の対象になりません。

また、自己契約、親族で同一の生計者、ポスター作成・ビラ作成業者以外との契約は対象外となります。例えば、候補者自身が所有する自家用車を使用したような場合は、公費負担の対象とはなりません。

しかし、知人から自動車を借りるような場合は、公費負担の対象となります。この場合、有償契約をした者に限られますから、必ず契約を締結してください。契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を職業としている場合に限り、公費負担の対象とされます。

したがって、自動車借り入れ契約の相手方が、候補者と生計を同じくしている配偶者であるときは、配偶者が自動車の貸し出しを職業としていない限り、自動車使用の公費負担は認められません。

さらに、契約権のある当事者との契約でなければなりません。販売店の店長等が契約をする権利を有していないことがありますので、留意してください。

公費負担の請求は、事業者等より選挙管理委員会に2月9日までに提出してください。

第6 選挙公報の手続について・・・(別紙)

第7 供託手続きについて・・・・(別紙)

